



盛岡市プレスリリース

～輝きが増し 活力に満ち 夢をかなえるまち盛岡～

令和 7年10月29日

会計課

市政記者クラブ加盟社 各位

盛岡市収入証紙を廃止します。

令和8年3月31日をもって、盛岡市収入証紙を廃止し、各申請窓口では順次支払方法を変更していきます。

記

【内 容】

これまで、証明書発行や許可等の各種申請手続きを行う際の手数料の支払方法として使用してきました盛岡市収入証紙は、令和8年3月31日をもって販売・使用を終了します。これに伴い、手数料の支払方法が主に次の3つの方法に変更となります。また、未使用の収入証紙については、現金還付します。

【収入証紙に代わる支払方法】

※各申請窓口により異なるため、詳しくは直接お問い合わせ願います。

- ・申請窓口での現金払い
申請手続きをする窓口で手数料を支払う方法です。
- ・金融機関等での納付書払い
申請窓口で納付書を受け取り、金融機関等の窓口で支払う方法です。
- ・オンライン申請によるキャッシュレス納付

「岩手県盛岡市 電子申請・届出サービス」を利用して、クレジットカードなどによる支払いが可能です。順次決済可能な手続きを公開予定ですので、是非ご利用ください。

【未使用の盛岡市収入証紙の取扱い】

令和13年3月31日まで現金還付します。

受付場所…令和8年3月31日まで 各販売所窓口

令和8年4月1日以降 会計課（※）

※詳細は準備ができ次第、市公式HPでお知らせします。

【スケジュール】

販売・使用の終了 令和8年3月31日

未使用の盛岡市収入証紙の還付期限 令和13年3月31日

【盛岡市収入証紙について】

手数料の納付を証明し、申請書等に貼付する証票。

市では7券種（10円、50円、100円、500円、1,000円、3,000円、10,000円）を発行。

※収入証紙使用実績（令和6年度）

- ・金額 54,482,390円
- ・件数 8,437件
- ・主な使用手続き

自動車臨時運行許可、食品衛生営業許可、屋外広告物許可、建築確認申請、市立高校入学検査・入学料など



【問い合わせ先】

盛岡市会計課

担当：課長 菅原 奈保子

TEL：019-626-7502

E-mail:kaikei@city.morioka.iwate.jp

盛岡市収入証紙を使っている皆様へ



盛岡市収入証紙を

廃止します



収入証紙とは、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料を納めるものです。
※国の「収入印紙」や岩手県の「岩手県収入証紙」とは異なるのでご注意ください。

販売・使用期間

令和8年3月31日まで

未使用証紙の還付

令和13年3月31日まで

収入証紙に代わる支払方法

※各申請窓口により異なるため、詳しくは直接お問い合わせ願います。

申請窓口での支払い

申請手続きをする窓口で手数料を支払う方法です。

金融機関等での納付書払い

申請窓口で納付書を受け取り、金融機関等の窓口で支払う方法です。

オンライン申請によるキャッシュレス納付

「岩手県盛岡市 電子申請・届出サービス」を利用して、クレジットカードなどによる支払いが可能です。順次決済可能な手続きを公開していく予定ですので、是非ご利用ください。



岩手県盛岡市
電子申請・届出
サービス

未使用証紙の返還に伴う現金還付について

現在、収入証紙をお持ちで今後使用予定がない場合は、口座振込による現金還付をいたしますので、各販売所または会計課へお問い合わせいただなか、市公式ホームページでご確認ください。なお、令和8年4月1日以降の受付方法は、市公式ホームページで順次お知らせします。

【問い合わせ先】

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（本館2階）
盛岡市役所 会計課 出納係 TEL:019-626-7502
E-mail:kaikei@city.morioka.iwate.jp



盛岡市収入証紙について 盛岡市収入証紙の廃止について

